

## 通所型介護予防事業（通所C）について

### 1 概要

おおよそ週1回、3か月間、個々の課題や目標に向けた介護予防プログラム（運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等）を実施し、セルフマネジメント力を身につけ、地域の「通いの場」や自身の生きがい・役割につなぐことを目指すもの。

なお、サービス終了後1～3か月の間に1度、利用者宅へセルフケアの定着を目的としたフォローアップ指導を行う。

#### （利用対象者）

以下に該当する、要支援認定者、事業対象者

- ・認知症IIa以上、精神疾患、進行性の疾患を有しない
- ・生活のしづらさを感じている（生活機能が低下している）方
- ・短期集中的に機能訓練に取り組むことで改善が見込まれる方

#### （利用者の目指す姿）

- ・利用者本人が自立したもとの生活を取り戻すための自信を取り戻すこと
- ・したいことや楽しみが見つかる、今の趣味活動等の取り組みが継続できる
- ・自分に合った介護予防（運動・口腔・社会参加）に取り組むことができる

### 2 受託事業所に期待すること

- ・「本人が自立した元の生活を取り戻す」ために、本人が目指す姿を関係者と共有し、利用者の主体的な取り組みを促すとともに、目指す姿を実現するための個々に応じたプログラムを作成する。
- ・通所Cは事業所に通うことが運動や社会参加の機会を作るきっかけに過ぎず、日々の取り組みの重要性を理解した上で指導する。
- ・利用者のセルフマネジメント力習得を支援する。

（例）自宅でも継続して取り組める介護予防活動の提案と実施状況の確認

モチベーション維持・向上のための声かけ

介護予防手帳への記録等の記入支援

- ・利用開始時から、サービス卒業について関係者で共有するとともに、従前相当への移行を前提とした事業実施や支援とならないように留意すること。